

## 第 7 2 号議案

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅・建築物耐震助成条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号まで  
を 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加え  
る。

（ 9 ） 建替え工事 現に自らの居住の用に供する住宅又は共同住宅  
として利用されている建築物であって次のいずれかに該当する  
ものを取り壊し、引き続き同一の敷地にその者の居住の用に供  
する現行の耐震基準に適合する住宅又は共同住宅を建築する工  
事をいう。

ア 耐震診断の結果、技術指針別表第 1 （一）又は（二）に該当し  
た木造住宅

イ 耐震診断の結果、技術指針別表第 6 （一）又は（二）に該当し  
た非木造住宅

（ 1 0 ） 除却工事 現に自らの居住の用に供する住宅又は共同住宅  
として利用されている建築物であって前号ア又はイに該当する  
ものを取り壊す工事をいう。

第 3 条第 1 項中「又は耐震改修工事」を「、耐震改修工事、建替え工  
事又は除却工事」に、「地方公共団体及び公共的団体」を「独立行政法  
人、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項に次の 1 号を加  
える。

- (5) 第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合における当該住宅を対象として実施した建替え工事又は除却工事。ただし、建替え工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者が実施したものに限る。

付 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

（提案理由）

助成の対象を拡大し、及び規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。